

所有者不明土地の解消に向けて
不動産の登記に関するルールが大きく変わります！

※ 所有者不明土地とは … ① 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
② 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化されます

※ 正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

相続によって不動産を取得した相続人は、
その所有権を取得したことを知った日から3年以内に
相続登記の申請をしなければなりません。



- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう
今なら、**相続登記の免税措置**も、拡大されています
- 登記の手続は、法務局ホームページをご覧ください
- 登記の手続は、**専門家である司法書士へ依頼**することも、ご検討ください

新制度について、
詳しくはコチラ！



登記手続について、
詳しくはコチラ！



大阪司法書士会
ホームページはコチラ！



相続登記に関するお問合せ先

電話番号（直通）06-6942-1012

法務局があなたの相続手続を応援します。裏面もぜひご覧ください。

大阪法務局

〒540-8544 大阪市中央区大手前三丁目1番41号 大手前合同庁舎

法定相続情報証明制度

法定相続情報一覧図があれば
相続手続きがスムーズに！

法定相続情報一覧図があれば、預貯金の払戻し、
相続税の申告、相続登記など、**各種相続手続きを
同時に進められ、時間短縮**できます。

無料で
必要枚数を交付

法定相続情報



法定相続情報一覧図



戸除籍謄本等を収集し、
法定相続情報一覧図
を作成して法務局へ！

申出

法務局

法定相続情報一覧図を
登記官が確認し認証

交付

法定相続情報証明制度に関するお問合せ先
電話番号（直通）06-6942-1012

詳しくは右の二次元コードで！



法務局が自筆の遺言書を預かります！

自筆証書遺言書保管制度

1 通 3,900円

申請手数料3,900円
のみで、保管料は不要

安全な保管場所

紛失、改ざん、^{いんぺい}隠蔽の
おそれなし

検認が不要

家庭裁判所の検認
は不要



遺言書ほかんガルー

詳しくは右の二次元コードで！



自筆証書遺言書保管制度に関するお問合せ先
電話番号（直通）06-6942-9482

土地を手放したい方へ！

相続土地国庫帰属制度

相続等によって土地
の所有権を取得した
相続人が、法務局で
手続きすることで、その
土地を手放して国庫に
帰属させることが可能になり
ます（一定の要件を満たす
土地に限ります。）。



詳しくは右の二次元コードで！



相続土地国庫帰属制度に関するお問合せ先
電話番号（直通）06-6942-1490

相続登記の申請が義務化されます。裏面もぜひご覧ください。

大阪法務局

〒540-8544 大阪市中央区大手前三丁目1番41号 大手前合同庁舎